平成27年度　第1回
石狩市使用料、手数料等審議会

日　時　　平成２７年８月１１日（火）午後１時３０分開会

場　所　　庁議室（市役所３階）

石　狩　市

■会　議　次　第■

１　開　　会

２　委嘱状交付

３　副市長挨拶

４　会長及び副会長選出

５　諮　　問

社会保障・税番号制度における「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料の設定並びに「住民基本台帳カード」の交付及び再交付手数料の廃止について

６　審　　議

資料説明

７　答　　申

８　閉　　会

石狩市使用料、手数料等審議会委員名簿

役職名	氏　　名	区　　分
委員	新　　海　　節	学識経験者
委員	松　永　　昭　司	学識経験者
委員	高　宮　　則　夫	学識経験者
委員	亀　岡　　和　子	公募
委員	袴　田　　律　子	公募
委員	中　村　　嘉　光	公募
委員	清　野　　和　彦	団体推薦（体育協会）
委員	木　村　　峰　子	団体推薦（文化協会）
委員	近　藤　八　重　子	団体推薦（消費者協会）
委員	中　川　　京　子	団体推薦（民生委員児童委員連合協議会）

（任期：平成２９年７月３１日まで）

資　料

石狩市使用料、手数料等設定の基本方針

平成24年７月10日
財 政 部 財 政 課

１　基本的な考え方

さまざまな行政サービスのうち、使用料や手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、サービスを利用する特定の人が利益を受けるものであるという前提にあって、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料等の設定については、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にして「負担の公平性」を確保しなくてはなりません。

これまでには、平成 19 年度に定めた「財政再建計画」に基づく健全な財政運営の推進と並行して、平成 22 年度に全面改定を実施するなど、受益と負担の公平性の確保に努めてきました。

しかしながら、時間の経過とともに、施設の維持管理コストや、利用者数の増減などにより、本来設定すべき料金とのかい離が生じてくる可能性もあることから、サービスを提供する行政においても、効率的な施設運営や事務の効率化を進めながら、料金設定の適正化について定期的に検証を行います。

２　使用料・手数料等設定の基本方針

使用料及び手数料等の設定については、次の事項を基本とします。

① 料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。
② 行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
③ 受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。
④ 定期的な料金見直し（料金改定サイクル）の実施（概ね３年ごと）

ただし、公の施設の運営形態や行政サービスの内容が極めて多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にしながら合理的な料金の設定を行うこととします。

また、法制度上で料金設定の定めがあるものについては、この基準の適用を除外することとします。

なお、特別会計については、この基本方針に準拠しつつ、独立採算制、経営の健全性の観点から当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに市民の負担能力等も加味し、独自に料金等の改正を行うものとします。

３　使用料の設定について

（１）原価算定対象経費

施設の管理運営に要する経常的な人件費、賃金（嘱託職員を含む臨時職員等に係るものとし、人件費に計上されるものを除く）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費、火災保険料等）、委託料（清掃・警備・草刈・施設管理等）、使用料及び賃借料（パソコン等のリース料等）、その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理や運営に係る経費及び減価償却費※を対象経費とします。

※ 減価償却費について

公の施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地、建物などの減価償却費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であって、公費（税）で負担すべきとの考え方もありますが、一方で建物は経年とともに減価償却していくものであり、建て替え等を考慮した場合、原価に算入することが妥当であると考えられています。

設定にあたっては、施設の建設費に関して、適正な世代間負担を求めるべきとの観点から、定額法による減価償却費をコスト計算の基礎に算入することとします。なお、土地については、市有財産であるとともに、土地によってその取得費に差異が生じているケースが想定されることから、算入コストから除外することとします。

（２）費用算定方法

施設使用料の算定方法については、原価算定対象経費を合算し、これを総面積・年間開館時間で割り、１㎡・１時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出することを基本とします。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{維持管理経費} + \text{減価償却費}}{\text{総面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

なお、上記方法により算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により原価計算を行います。

（３）受益者負担率の設定

市が提供する公共サービスは、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難であることから、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費（税金）負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

（４）サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されるものであるかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分し、分類します。

①サービスが必需的なものか、選択的なものか

●必需的サービス・・・日常生活を送る上で、殆どの住民が必要とするサービス

●選択的サービス・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス

②サービスに市場代替性があるか否か

●市場的サービス・・・民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス

●非市場的サービス・・・民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

以上の結果、行政サービスを以下のように分類します。

●第１分類（必需的・非市場的サービス）

例：道路、公園、義務教育施設など

●第２分類（選択的・非市場的サービス）

例：体育館、運動場、集会・コミュニティ施設、公民館など

●第３分類（選択的・市場的サービス）

例：テニスコート、プール、文化施設、温泉施設など

●第４分類（必需的・市場的サービス）

例：市営住宅、保育所等児童福祉施設、火葬場など

【行政サービスの性質別分類】

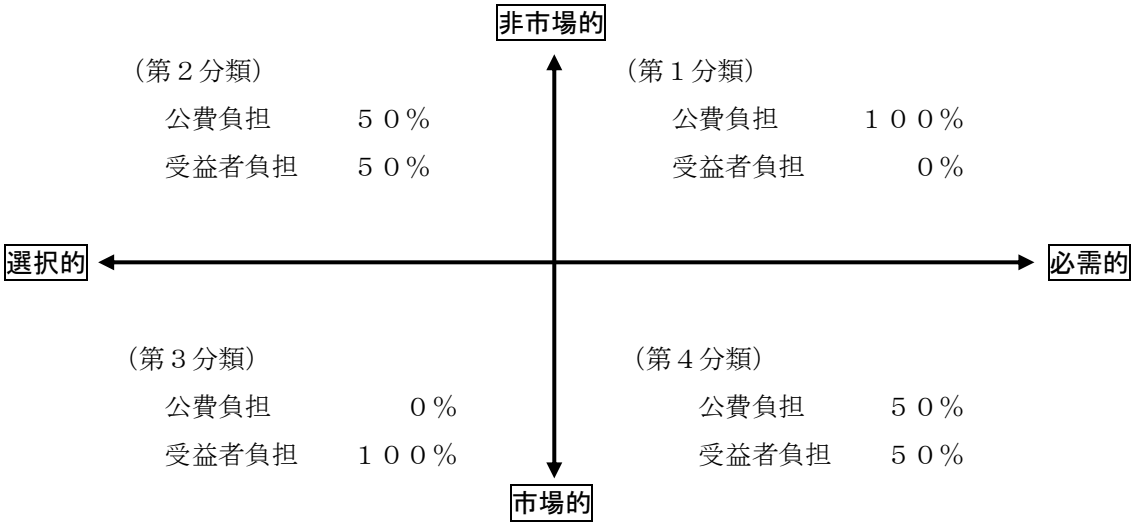

●第１分類（必需的・非市場的サービス）＝公費負担１００％・受益者負担０％
専ら行政が提供するサービス。コストは公費負担を原則とする。
●第２分類（選択的・非市場的サービス）＝公費負担５０％・受益者負担５０％
必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。
●第３分類（選択的・市場的サービス）＝公費負担０％・受益者負担１００％
必要性が異なり、民間にもあるサービス。コストは受益者負担を原則とする。
●第４分類（必需的・市場的サービス）＝公費負担５０％・受益者負担５０％
主に行政が提供しているサービスだが、民間にもあるサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。

（５）目的外利用等の取扱い

第１、第２、第４に分類した施設にあっても、目的外の利用については、「第３分類」に位置づけ、受益者負担１００％の取扱いをします。

（６）費用算定結果と料金決定

原価計算により算出された数値が理論上の適正価格ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとします。

使用料＝使用料原価（コスト）×受益者負担の割合

４　手数料の設定

手数料とは、地方自治法第 277 条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされており、特定の人のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、又は報償として徴収するものです。設定にあたっては以下を基本とします。

① 算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経費の１件あたりの経費とします。
② 手数料の設定にあたっては、コスト１００％算入とします。
③ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及び北海道内において統一的な額が適用されている場合は、その額とします。

５　上限改定率の設定

使用料、手数料等の改定にあたっては、市民の急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を１．５～２．０倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

６　料金改定サイクル

使用料、手数料等については、概ね３年ごとに見直し作業を行い、必要に応じて改定することとします。

７　その他の受益者負担

使用料、手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとします。

資料2

社会保障・税番号制度における「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料の設定並びに「住民基本台帳カード」の交付及び再交付手数料の廃止について

環境市民部市民課
平成27年8月11日

平成27年10月から社会保障・税番号制度が導入されます。

制度の導入に伴い、個人番号（マイナンバー）をお知らせするための「通知カード」及び平成28年1月から申請により交付される「個人番号カード」を紛失したり損傷した場合等の再交付手数料を規定するものです。

また、住民基本台帳カードの交付が廃止されることから、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止します。

1．新規設定

・通知カードの再交付　　1件　500円（H27.10.5から）

・個人番号カードの再交付　　1件　800円（H28.1.1から）

2．廃止

・住民基本台帳カードの交付又は再交付　　1件　500円（H28.1.1から）

※　再交付手数料の額については、通知カード及び個人番号カードそれぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮のうえ総務省が示した再交付手数料相当経費と同額としています。このカード作成経費は、カードを作成する地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に支払うこととなります。

※　「通知カード」及び「個人番号カード」の初回の交付手数料と追記欄の余白がなくなった場合の再交付手数料については、国庫補助の対象となり無料となる予定です。

※　個人番号カードの交付事務は法定受託事務となり、交付事務にかかる経費は個人番号カード交付事務費補助金として国から措置されることとなっています。

○マイナンバーとは

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に１人１つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく３つあげられます。

１　所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、困っている方へのきめ細かな支援が行えるようになります。（公平・公正な社会の実現）

２　添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。（国民の利便性の向上）

３　行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。（行政の効率化）

○「通知カード」と「個人番号カード」について

平成２７年１０月以降に、皆様にマイナンバーを通知するための通知カードが配布されます。

また、平成２８年１月以降には、個人番号カードが申請により交付されます。

■通知カード

通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本４情報）、マイナンバーが記載されたものになります。

通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

通知カード

個人番号　○○○‥‥○○○
氏　　名　番号花子
住　　所　△県○市□町1-1-1
平成○年□月△日生　　性別　女
発行　平成○○年○月○日　　○市長

（案）

■個人番号カード

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。平成２７年１０月に通知カードでマイナンバーが通知された後に、郵送等で申請すると、平成２８年１月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのＩＣチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えます。

なお、個人番号カードに搭載されるＩＣチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。そのため、個人番号カード１枚からすべての個人情報が分かってしまうことはありません。

表面（案）

裏面（案）

■ 個人番号カード（ICチップ）に記録されるのは、①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等）、②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1　様式	or ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面（案） 裏面（案） ○個人番号を券面に記載（裏面に記載する方向で検討） ○顔写真を券面に記載	通知カード 個人番号　○○○‥‥○○○ 氏　　名　番号花子 住　　所　△県○市□町1-1-1 平成○年□月△日生　　性別　女 発行　平成○○年○月○日　　○市長 （案） ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2　作成・交付	○即日交付又は窓口に2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料：1000円が主（電子証明書を搭載した場合） ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ（顔写真確認等）を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料：無料 ○有効期限が設けられている ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料：なし ○交付事務は法定受託事務
3　利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等） ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 （番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。）

石狩市証明等手数料条例の改正（案）

●平成２７年１０月５日から施行

別 表（第２条 関 係）

番号	事務	単位	金額
1～8	略		
9（新）	通知カードの再交付	1件につき	500 円
10（←9）	印鑑登録の証明書の交付	1通につき	350 円
11～13	略		
14（←13）	住民票記載事項証明書の交付	1件につき	350 円
15～44	略		

※新たに「通知カードの再交付」を９番に設定することで、現９番は 10 番となる。
11 番以降も同様に１番ずつずれる。

●平成２８年１月１日から施行

別 表（第２条 関 係）

番号	事務	単位	金額
1～8	略		
9	通知カードの再交付	1件につき	500 円
10（新）	個人番号カードの再交付	1件につき	800 円
11（←10←9）	印鑑登録の証明書の交付	1通につき	350 円
12～14	略		
15（←14←13）	住民票記載事項証明書の交付	1件につき	350 円
~~16（←15←14）~~	~~住民基本台帳カードの交付又は再交付~~	~~1件につき~~	~~500 円~~
16～44	略		

※新たに「個人番号カードの再交付」を 10 番に設定することで、10/5 改正で９番から 10 番に変更になった「印鑑登録の証明書の交付」は 11 番となる。
12 番から 15 番も同様に１番ずつずれる。
15 番から 16 番に変更になるはずの「住民票記載事項証明書の交付」が削除されるので、16 番以降は変更無し